

このスライドはご随意にご活用下さい。

但し、転用、活用（アレンジ）される場合、原作者が三柴であることをご明記願います。

私傷病者への対応

近畿大学法学部教授

前 厚生労働省労働政策審議会安全衛生分科会公益代表委員

一般社団法人日本産業保健法学会 副代表理事

三柴 丈典

私傷病者への対応

少子高齢化,
個人の尊重意識の高まり

法政策
の流れ

救済

- ・健康配慮義務（労契5）
- ・解雇（免職）回避努力（労契16）
- ・合理的配慮義務（自己申告が前提）（+障害者差別の禁止）（障雇促36の2～）

ケジメ

- ・就業規則規定に基づく人事措置（休職・降格・解雇等）
- ・履行不能による契約解除（民543）
- ・分限（降任・免職・休職）処分（地公28、国公78、下位の規則、規程）

適正な切り分けのため

手続的理性

プライバシーへの「配慮」

疾病性の確認

事例性の確認

障害

本人の性格・認知の偏り

障害

障害

治療の勧奨

産業医・産業保健制度

適応の支援

業務上のリスク対策から

私傷病者の就労支援

- ・ **産業保健をとりまく環境の背景**

産業構造や働き方の変化、労働者の高齢化、
疲労・ストレスの蔓延や有所見率の増加など



- ・ **産業医業務の典型的モデル**

内科治療 診断 → 処方 → 病状の改善

産業保健 就労判定 → 就業調整 → 就業継続

業務の中核：多職種連携・協働。人や仕事のマッチング。

→産業保健職以外が行っても良いが、産業保健職が行うほうがよい。